

○過去3年間の外部評価事業における経過報告

行政改革推進委員会において、過去3年間に外部評価を実施した下記の事業における、その後の経過をまとめたものです。

評価年度	事業名	担当課
平成26年度	生活交通確保対策事業経費 【資料No.1-1】	自治振興課
	新エネルギー推進事業 【資料No.1-2】	環境課
	有害鳥獣対策経費 【資料No.1-3】	農林水産課
	スポーツ団体育成経費 【資料No.1-4】	生涯学習課
平成27年度	地域おこし推進事業経費 【資料No.1-5】	自治振興課
	住宅リフォーム事業経費 【資料No.1-6】	商工観光課
平成28年度	地域おこし推進事業経費 【資料No.1-5】	自治振興課
	空き家等の適正管理に対する助言、指導等 【資料No.1-7】	市民課・自治振興課

各事業ごとにシートを作成しており、上段左側に外部評価時の行政改革推進委員会の意見を、上段右側に委員会の意見に対する担当課の方針、下段にその後の経過・現状を記載しています。

なお、「地域おこし推進事業経費」については、平成27年度と平成28年度の2年分をまとめて作成しています。【資料No.1-5】

○平成26年度外部評価実施事業

事業名 生活交通確保対策事業経費担当課: 自治振興課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>(1) 補助を行っている路線バスについて、「空バス」が走っている状況では経費の無駄と感じる。すべて廃止することにも問題はあろうと思うので、車両を小型化し、運行時間帯によって使用車両を変えるなど、効率的な運行に努めていただきたい。</p> <p>(2) 地域公共交通活性化協議会で活発な検討・協議を行うために、協議会に諮る内容を前段の組織で議論する仕組みが必要と考える。</p> <p>(3) 乗り合いタクシーについてはチラシ等に料金設定の考え方を付記するなど、利用者にわかりやすく周知するよう努めていただきたい。</p>	<p>(1) 廃止代替路線として運行しております路線バスにつきましては、定時定路線運行であるため区間によっては乗車密度が著しく低い部分がありますが、「村上市路線バス学生運賃割引社会実験」の効果により、通学利用の学生を中心として各路線の乗車密度が向上していることから更なる利用促進に努めてまいります。</p> <p>(2) 地域公共交通活性化協議会につきましては、「村上市地域公共交通連携計画」に基づき、本市公共交通の包括的協議がなされる場であることから全体会の実施が必須であります。部分別の協議が必要とされる場合におきましては、分科会を開催するなど協議の活性化を図ります。</p> <p>(3) 乗り合いタクシーにつきましては、広報チラシをより見やすく改訂し、1月中旬に対象地域の全戸へ配布しました。</p>
その後の経過	<p>(1) 人口減少等の社会情勢の変化から、バス交通の利用者は全国的に減少傾向にあります。本市においても、その現象が顕著にあらわれており、「村上市路線バス学生運賃割引」等の施策を実行し、バス利用の活性化を図っているところです。車両の変更に関しては、車両購入費に多額の資金が必要なためバス事業者は消極的であり、市が補助金を交付することも費用対効果が低く困難な状況です。まちなか循環バスについては、平成31年度に、ノンステップで高齢者等が利用しやすい車両を運行する予定となっております。</p> <p>(2) 公共交通事業の担い手となっている、バス事業者およびタクシー事業者と随時、意見交換を行っており、また、個別に関係機関とも情報交換を行っているところです。規約上、必要に応じて分科会を設けていることから、前段の組織は必要ないと考えております。</p> <p>(3) 毎年、乗り合いタクシー事業について、乗降場所や料金等のチラシを該当地区に全戸配布して周知に取り組んでおります。</p>

○平成26年度外部評価実施事業

事業名 新エネルギー推進事業担当課: 環境課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>(1) ニーズの少なくなっている木質バイオマスストーブ設置補助金と今だニーズの高い太陽光発電システム設置費補助金の予算配分を検討していただきたい。</p> <p>(2) 電気自動車用充電スタンドの設置目的に、観光客の利便性についても考慮されているのであれば、今後設置予定がある場合は、観光施設に急速充電スタンドを設置するように検討していただくとともに、適正な受益者負担を求めるべきと考えます。</p> <p>(3) 洋上風力発電計画の支援も重要な施策であります、市としての省エネ対策の推進も検討して取り組んでいただきたい。</p>	<p>(1) 太陽光発電システム設置費補助の予算配分を1,000千円増額し、その分を木質バイオマスストーブ設置費補助で減額して変更しました。</p> <p>(2) 電気自動車充電スタンドは、現段階では電気自動車の普及促進が目的であり当面無料といたしますが、将来的には適正な受益者負担の検討を行います。</p> <p>(3) 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画により、省エネ対策の推進を進めていきます。</p>
その後の経過	<p>(1) ① 木質バイオストーブ設置補助金は、制度内容を維持したまま予算額を平成27年度から300万円（前年度比100万円減）に変更し、実績に沿った対応を進めております。</p> <p>② 太陽光発電システム設置費補助金は、制度内容を平成26年度から市内業者発注の場合10万円/kw（前年度比2.5万円/kw減）上限額40万円（前年度比10万円減）に、市外業者発注の場合8万円/kw（前年度比2万円/kw減）上限額32万円（前年度比8万円減）と変更し、予算額は平成27年度に2,100万円（前年度比100万円増）としたが平成29年度からは1,800万円に減額し、今後も実績に沿った変更対応を進めてまいります。</p> <p>(2) ① 電気自動車用充電スタンドの利便性向上の為、山北地区での新設計画が、本年度、新潟県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン（平成32年度末を目標時期）に追加されましたが、今後、日本海東北自動車道の山北地域導入予定の休憩施設などの機能や施設計画の状況も考慮し、更に検討を進めてまいります。</p> <p>② 施設利用に受益者負担を求めるには、充電スタンドへの課金システムの整備が必要になります。国内には自動車メーカーや</p>

充電スタンドを管理運営する事業者が料金設定し運用している充電スタンドがある中、道の駅や公共用地内に設置し、自治体が無償で提供している施設もあります。

本市が管理する既設充電施設は、使用料を無償として運用を始め電気自動車の普及を進めてきましたが、電気自動車の普及は十分とは言えない状況です。引き続き無償として普及に努めるとともに、他自治体の状況や利用状況を見極めながら、課金制度の導入時期等も含め適切な運用方法について検討を行ってまいります。

(3) 省エネ対策は、地球温暖化対策を目的とする上でも重要策となっており、「村上市環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」と整合性を保つ「村上市新エネルギー推進ビジョン」に沿い、地球にやさしいまち村上市をめざして以下の3点を重点事項とし省エネルギー化を推進しています。

- ① 市民への普及促進 村上市内外で省エネ及び環境問題に取り組む各団体と共に、市民の皆様に省エネと環境問題への理解と関心を高めてもらうことを目的として「環境フェスタ村上」を開催し、本年度は1,300人の来場が有りました。
- ② 事業者への普及促進 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー管理者資格を職員が絶えず有する事で、中長期計画及び定期報告関係に関する市内事業者からの問い合わせに対応できるようにしております。
- ③ 公共施設への計画的導入 各公共施設のエネルギー適正化運用・新規施設計画への新エネルギー導入情報の提供の他、昨年度からは公共施設の一部を利用した太陽光発電の実現に向け、取り組みを進めております。

○平成26年度外部評価実施事業

事業名 有害鳥獣対策経費担当課: 農林水産課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>(1) 有害鳥獣の頭数も多くなってきており、畑だけではなく田にも被害が及んで拡大している状態であるため、これが耕作放棄に繋がり負の連鎖となっている。被害防止には人里に近づかないよう緩衝帯を設置することも有効であるとともに、電気柵が現在有効な対策であるので、設置補助事業については農家の高齢化により補助対象である3戸以上で実施することも困難な場合もあるため、農家組合単位での実施等要件緩和の検討など、市民に広く周知して重点的に取り組む地域を指定しながら取り組んでいただきたい。</p> <p>(2) 通年での駆除の許可を出している有害鳥獣以外にも害を及ぼす有害鳥獣は、年間を通した駆除ができるような体制をとっていただくとともに、猟友会の会員も減少していることから、人員の年間目標を設定し、確保に努めていただきたい。</p>	<p>(1) 次年度にワークショップの対象を2集落追加して、被害防止に向けて集落全体で取り組む合意形成を図っていくとともに、現在有害鳥獣被害防止協議会と連携しながら取り組んでいる電気柵設置事業について拡充を図り、引き続き被害防止に取り組んでいきます。</p> <p>人的被害等発生時の迅速な駆除を実施するため「鳥獣被害対策実施隊」を新たに設置し、被害の防止に努めてまいります。</p> <p>(2) 有害鳥獣駆除従事者を確保するため、従事者として必要な狩猟者登録に係る手数料及び保険の費用に対し、2分の1で上限額5千円まで補助する制度を始めるため718千円増額計上しました。</p>
その後経過	<p>(1) 有害鳥獣重点集落ワークショップを平成29年度までに7集落で実施しており、被害防止に向けて集落全体で鳥獣が人里に近づかないような環境づくりに取り組む合意形成を図っているところです。また、電気柵による対策についてですが、村上市有害鳥獣被害防止対策協議会の事業として補助対象3戸以上の要件を緩和し、平成29年度から補助対象を1戸以上とし、被害防止に取り組んでおります。</p> <p>人的被害等に迅速に対処するため平成27年度から「鳥獣被害対策実施隊」を設置し被害の防止に努めております。また、緊急時に実施隊員が迅速に対処できるよう、事業所に対して協力依頼を予定しています。</p>

(2) 有害鳥獣駆除従事者を確保するため、平成 26 年度から新規に第 1 種銃猟免許の取得又はライフル銃の銃所持許可を受けた人に対し、補助対象経費に上限 53 千円の補助を行っています。また、市の独自の事業といたしまして新規にわな免許を取得した人に対し、費用の 2 分の 1 で上限 11 千円の補助を行っています。猟友会会員については、狩猟者登録にかかる費用に対し、2 分の 1 で上限 5 千円の補助を行っています。

このように、有害鳥獣駆除従事者の確保体制を図っており、また人員の年間目標の設定等については、猟友会の意見を伺いながら、駆除体制の整備を図ることとしております。

○平成26年度外部評価実施事業

事業名 スポーツ団体育成経費担当課：生涯学習課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>(1) 他地域に比べて優れているようなスポーツへの事業や支援を積極的にPRして強化選手の育成・支援や指導者の養成など、市民からのアイデアを募ったりして内容の拡大を検討していただきたい。</p> <p>(2) 利用者の利便性や活動を円滑にするため総合型地域スポーツクラブの統合検討を促すとともに、様々な事業を利用しやすく利用者の増加につながるよう、クラブを問わず統一した料金で事業に参加できるように検討していただきたい。</p>	<p>(1) 市民のスポーツ振興の底上げのため、将来を担う子供たちが励むスポーツ少年団の育成の一環として、市マイクロバスの運行規程の変更に伴う支援としてスポーツ少年団の遠征等の活動に伴うバス運行経費の2分の1（1回あたり上限額50千円まで）を補助する制度を始めるため、5,000千円を増額計上しました。</p> <p>(2) 総合型地域スポーツクラブについては、新たに2団体が設立されましたので、組織を強化して自立するための支援を継続していきます。</p> <p>また、クラブ間で連携し、一部の事業で同一料金で利用できるように取り組みがされており、今後も対象事業が拡大されるよう促進していきます。</p>
その後の経過	<p>(1) スポーツ少年団へのバス運行経費補助（平成27年度実施）に代わり、青少年の育成及び高齢者の健康と体力づくりや、各スポーツ団体の支援を目的としたマイクロバスのリースに対して、予算の範囲内でリース料を補助（1団体あたりの年間上限額150万円）する制度を平成28年度から開始しています。</p> <p>選手・指導者の育成につきましては、「スポーツ指導者交流会」、「競技スポーツ強化事業」を開催し、事業を推進しています。</p> <p>総合型地域スポーツクラブの支援としましては、市報お知らせ版にてイベント・教室等の広報をしています。また、事業拡大に向け行政各課との意見交換会を設けました。</p> <p>(2) 利用者（市民）の利便性と総合型地域スポーツクラブの運営強化を図るため、各総合型地域スポーツクラブの実施事業を市報お知らせ版に掲載しています。</p> <p>行政も加わって定期的にクラブ連絡会を開催し、情報の交換、事業協力等を検討しています。その成果として、一部事業において</p>

は同一料金で教室等に参加できる取り組みがされているほか、5クラブ連携事業も実施されています。今後も対象事業が拡大されるよう促進していきます。

また、「将来のスポーツ推進体制について」現在協議しており、総合型地域スポーツクラブの統合についてもこの中で検討します。

○平成27年度・平成28年度 外部評価実施事業

事業名 地域おこし推進事業経費担当課：自治振興課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>【平成27年度】</p> <p>(1) 地域の活性化・定住化のため、地域おこし協力隊の募集目的の明確化、募集地域の情報等を掲載するなど要綱を充実して夫婦などの募集等、先駆地を参考にして事業を拡大し、更に隊員を増員すべきである。</p> <p>(2) 事業効率化のため、実施主体を地域づくり、活性化を目的としたNPO法人に移行することの検討を行っていただきたい。</p>	<p>(1)(2) NPO法人との連携を図り、受入れ側と応募側双方のニーズを的確にとらえ、事業拡大を図る。また、任期満了後の定住化に向けた任期中の支援制度を構築する。</p>
<p>【平成28年度】</p> <p>(1) 隊員の募集に当たっては、地域の要望を明確にすることにより、地域に貢献できる人材を確保し、「地域」「隊員」「行政」が一体となって事業を推進すること。市の中長期ビジョンを明確にし、隊員の活動が一過性のものにならないよう、委嘱期間終了後も継続的な支援が必要である。</p> <p>(2) 地域住民との連携強化や未実施地域への波及効果を期待し、活動地域のみならず市全体に対し広報活動の強化が必要である。</p> <p>(3) 隊員への十分な活動ができるように財政措置の拡充を望みます。</p>	<p>(1) 受入準備を十分に整え、地域、隊員、行政が連携して地域活性化の推進、住民主体の元気なまちづくりに努めていきます。人材確保の面では、ノウハウを持つNPO法人に委託することで、採用の確保を図ります。また、隊員の委嘱期間終了後の起業や定住についても、支援に努めていきます。</p> <p>(2) 市報等を通じて、隊員の活動を広く紹介していくと共に、導入した地域がどう変化したか検証し他地域に情報提供する取り組み等を検討していきます。</p> <p>(3) 隊員の活動が十分にできるよう、必要な経費は引き続き予算の確保に努めていきます。</p>

その後の経過	<p>平成 27 年度(1) (2) ・平成 28 年度(2)</p> <p>地域おこし協力隊の募集に際しては、目的の明確化など要綱の充実に取り組んでおり、採用希望人員に対しては、これまでのところは確保することが出来ています。平成 29 年度からは募集業務を N P O に委託して、募集ニーズの掘り起こしと人材確保を進めていますが、その結果、平成 30 年度の募集希望も増えていて、隊員を増員する方向で事業を推進しています。</p> <p>委嘱期間終了後についても、国の財源措置を活用して、隊員が利用しやすいような起業定住の補助金による支援策を講じる予定です。</p> <p>平成 28 年度(2)</p> <p>市報や市ホームページ、地元メディア等を通じて、また隊員自身も SNS を新たに取り入れる等、活動を紹介する広報には、引き続き力を入れて取り組んでいます。N P O への募集業務委託にあたって、地域おこし協力隊制度の説明会開催を全地区へ広げていくように働きかけしていますが、地区によってまだその段階まで至らなかったところもあり、今後の課題と捉えています。</p> <p>地域おこし協力隊導入を全地区に広げていくには、隊員活動の広報と併せて、少子高齢化と人口減少で今後地域はどう変わるかを住民の方に認識していただくことも方法として有効かと思っておりますので、地域人材育成を図る研修会にも取り組んでいます。</p> <p>平成 28 年度(3)</p> <p>財政状況が厳しさを増すなかであっても、活動に必要な経費は、予算確保に努めます。</p>
--------	--

○平成27年度外部評価実施事業

事業名 住宅リフォーム事業経費担当課：商工観光課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>(1) リフォームに係わる事業者を通じた地域経済の活性化には有効な手段である。更に活性化を図る必要があるのでPRをきめ細かく行い今年度の申請数を勘案し、申請者が全て補助を受けられる程度に予算を投入する必要がある。</p> <p>(2) 更なる活性化の手段として、補助上限額を今以上に高く設定すること、新築も対象とすることを検討することとともに市民の生活環境の向上を図る観点から空き家の撤去も対象とすることも検討していただきたい。</p>	<p>(1) H28年度は、H27年度の申請件数に見合う予算要求額にしました。H29年度以後は、H28年度の実績により検討いたします。</p> <p>(2) 現在の上限額20万円でも、リフォームを誘導しており、この補助金の趣旨である市民の生活環境の向上及び経済対策に効果を発揮していますので、上限額は据え置きたいと考えます。 新築については、リフォーム事業とは規模が異なり、政策的にも定住対策等他の要素もあることから、別途検討すべきと考えます。 空き家の撤去は、リフォーム事業とは趣旨が異なることから、別途検討すべきと考えます。</p>
その後の経過	<p>(1) 平成28年度は、予算額6,000万円に対して9,200万円の申し込みがあり、抽選のうえ交付決定を行った。平成29年度も予算額を6,000万円と同額としたところ、8,100万円の申し込みであった。ただし、申請者数は530件(H28)から475件(H29)に減少している。</p> <p>(2) 平成30年度は、事業実施から3年が経過したことに伴い、建築組合等の事業者と懇談を行ったうえで見直しを行いたい。補助率30%、補助上限額20万円は県内トップレベルであるため、補助率を下げ、受益者が増えるような方向で検討を行っている。 なお、本事業は経済の活性化を目的とした事業であることから、来る消費税増税前の駆け込み需要などの動向も踏まえ事業実施を検討したいと考えている。</p>

○平成28年度外部評価実施事業

事業名 空家等の適正管理に対する助言、指導等担当課：市民課・自治振興課

行政改革推進委員会の意見	意見に対する担当課の方針
<p>(1) 窓口の明確化を図るため、空き家バンク事業と相談窓口を一本化して欲しい。</p> <p>(2) 5年前の調査では1500軒を超える空き家が存在したことから、実態を把握し適正管理や利活用に繋がるよう管理を行うこと。</p> <p>(3) 空き家バンク事業の趣旨は理解できるが、若者の定住のためにも市民にも売買、賃貸などを促し積極的に活用して欲しい。</p> <p>(4) 空き家バンク登録物件に表示板を設置するなど市民（親戚）や観光客へ広くPRが必要である。</p> <p>(5) 危険空き家の宅地に対する減免の解除、除却後の減税や取り壊し費用に対する助成など新たな制度を検討して欲しい。</p>	<p>(1) 自治振興課の空き家バンク事業と市民課の管理不全な空き家相談窓口の一本化について、H29年度実施予定の実態調査の結果を踏まえ、事務量の把握、人員・予算の確保と併せて検討していきます。</p> <p>(2) H29年度には市内全域の空き家実態調査を行い、H30年度に空家等対策計画を策定し、その計画に沿って空き家が管理不全となる前に利活用出来るよう努めていきます。</p> <p>(3)(4) 既に市民への売買、賃貸を実施している先進地の状況を確認し、民業圧迫にならないよう調整を図りながら、内外から更なる移住定住につながるよう事業を推進していきます。【自治振興課】</p> <p>(5) 空家等対策計画策定に向けて新たな制度について検討していきます。</p>
その後の経過	<p>(1) 現在市内全域の空き家実態調査を行っており、その結果に基づいて空家等対策計画策定を進めていきますので、計画策定時に相談窓口の一本化も含めて検討したいと考えております。【市民課】</p> <p>(2) 空き家の適正管理や利活用については、今年度行っている空き家実態調査結果を基に、H30年度に予定しております空家等対策計画の策定に反映できるよう作業を進めております。計画策定後は、その計画に沿って空き家が管理不全となる前に利活用を含めた対応を進めていきます。【市民課】</p>

(3)(4) 空き家バンク事業は移住定住支援策として実施しているものですが、市民から購入相談があれば物件登録者へ連絡、登録者の了解があれば本事業から登録を外した上で双方協議してもらおうという事例はあり、実際に売買に結びついたケースもあります。今後もこうした柔軟な対応で便宜は図りたいと思いますが、市民へ売買や賃貸をする制度は、民業圧迫にならないような調整と、総合的な空き家対策を推進していく中での検討が必要であると考えます。

空き家バンク登録物件に表示板を設置するのは、防犯上の観点から不安があり、ホームページの内容をより充実させていく方が効果的であると考えます。【自治振興課】

(5) 空き家に対する助成など新たな制度の検討についてですが、空き家の除却費用に対する助成制度については、空家等対策計画の策定が前提となり、現在策定に向けて取り組んでいる状況です。また、税の特例制度等の新たな助成制度については、計画策定時に検討いたします。【市民課】